

法 令 名	砂利採取法 (昭和43年5月30日法律第74号 改正 平成27年6月26日法律第50号)
制 度 の 趣 旨	この法律は、砂利採取業について、その事業を行なう者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行なうこと等により、砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資することを目的とする。
規 制 等 内 容	1 登録制度（法第3条以下） (1) 概要 砂利採取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。 (2) 事務手続 登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない（法第4条）。 ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く砂利採取業務主任者の氏名 ③ 法人にあっては、その業務を行う役員の氏名 ④ 第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号に該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類 (3) 業務主任者 業務主任者は、砂利の採取に伴う災害の防止に関し経済産業省令で定める職務を誠実に行わなければならないとともに、砂利の採取に従事する者は、業務主任者がその職務を行なうために必要であると認めてする指示に従わなければならない（法第14条）。 2 認可制度（法第16条以下） (1) 概要 砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、砂利採取場ごとに採取計画を定め、当該採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該砂利採取場の全部又は一部が河川区域等の区域にあるときは、河川管理者）の認可を受けなければならない（法第16条）。 (2) 事務手続 認可を受けようとする砂利採取業者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、砂利採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令、国土交通省令で定める書類を添附して、都道府県知事又は河川管理者に提出しなければならない（法第18条）。 ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 登録の年月日及び登録番号 ③ 採取計画 上記採取計画には、次に掲げる事項を定めなければならない（法第17条）。 ① 砂利採取場の区域 ② 採取をする砂利の種類及び数量並びにその採取の期間 ③ 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項 ④ 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項 ⑤ 以上のほか、経済産業省令、国土交通省令で定める次の事項 (ア) 採取をした砂利の水切りの方法及び設備その他の施設に関する事項（規則第2条）
認 可 基 準	都道府県知事又は河川管理者は、第16条の認可の申請があった場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又はその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない（法第19条）。
認 可 手 続	<pre> graph LR A[申請者] -- ①申請 --> B[総合県民局 東部県土整備局] B -- ②照会 --> C[市町村] C -- ③回答 --> B B -- ④通知（認可、不認可） --> A </pre>
照 会 先	県土整備部 河川整備課 管理担当 (088-621-2571, 2627)